

岩手県告示第397号

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の5第1項の規定により、次のとおり貸金業者の登録を取り消した。

平成22年4月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 被処分者の名称等

- (1) 名称 千商事
- (2) 氏名（代表者の氏名） 畠山 千里
- (3) 主たる営業所等の所在地 宮古市西町一丁目2番27号
- (4) 登録番号 岩手県知事(5)第00806号
- (5) 登録年月日 平成20年2月22日

2 取消年月日 平成22年3月17日